

第 864 回審査会合 コメント

<コメント 1 >

7 項目に関して、5/28 規制委員会資料及び委員からの意見を踏まえて、保安規定の記載を検討し次回以降の審査会合で回答すること。

<コメント 2 >

設置許可、工事計画を踏まえ内部溢水の資機材は無しとしている。
実態は、運転員が使用する長靴や照明等があるが、運転員が日常的に使用するものとして管理されている。内部溢水の対応に必要な資機材であるならば、日常的に管理しているものであっても、保安規定に紐付けて管理したほうがよいのではないかと。

<コメント 3 >

竜巻等でブローアウトパネルが開放した場合、重大事故等対処設備のブローアウトパネル閉止装置により閉止したとしても保安規定第 49 条（原子炉建屋）の要求される措置である「原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる」が満足したことにはならないので、そのことを保安規定または社内マニュアル等の文書に明記すること。

<コメント 4 >

火山影響等発生時の対応について
非常用ディーゼル発電機の改良型フィルタは想定する降灰継続時間である 24 時間後においても閉塞しないとのことであるが、自主対策として、改良型フィルタの除灰の手順を準備した方がよいのではないかと。

<コメント 5 >

火山影響等の発生時の対応において、
降灰終了の 24 時間後以降は、改良フィルタが設置されていない非常用ディーゼル発電機（C）の起動により電源供給する可能性があるとのことであるが、降灰中に外部電源喪失により、非常用ディーゼル発電機（C）が自動起動し、運転を始めた場合、火山灰を吸い込んで機能喪失することも想定される。後備設備を守る観点から、非常用ディーゼル発電機（C）のプルロック（停止）等の措置を検討してはどうか。

<コメント 6 >

火山影響等の発生時の対応において、
格納容器ベント操作のフィルタ装置水位調整準備等で屋外作業を実施する予定で、当該実施者は設備設置箇所まで徒歩にてアクセスするとのことであるが、屋外作業の成立性について、資料にまとめて示すこと。